

Title	フランス革命に於ける「人権の宣言」の解釈
Sub Title	
Author	小泉, 順三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.5 (1934. 5) ,p.685(101)- 707(123)
JaLC DOI	10.14991/001.19340501-0101
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340501-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(第10) *Notre-Dame de Paris*

(第11) *Notre-Dame de Paris*

(第12) *Notre-Dame de Paris*

(第13) *Notre-Dame de Paris*

(第14) *Notre-Dame de Paris*

(第15) *Notre-Dame de Paris*

(第16) *Notre-Dame de Paris*

(第17) *Notre-Dame de Paris*

(第18) *Notre-Dame de Paris*

(第19) *Notre-Dame de Paris*

(第20) *Notre-Dame de Paris*

フランス革命における「人権の宣言」の解釋

小泉 順三

バスチーユ占領の数日後、國民議會の憲法委員會は「人権及市民權の宣言」を討議するために會合した。ミシュレは云ふ、議會の兩派は互に敵意を持ちながらも、人権の宣言のいかめしい討議に入つた。かくてバスチーユの占領前三日に第一聲が發せられ、王をパリに連れ戻した八月六日の前數日を最後として、充分に風の跡を見せ、て崇高な權利が出現したのである。

然らば、何が故にこの種の宣言が必要とされたのであるか。

若し、人権の宣言の如き抽象的表現が革命に必要であつたとしたならば、それは次の様な理由で確かに妥當であつた。

思ふに、國民議會は新社會を構成したのである。凡て社會の秩序と云ふものは、恰も有機的生物と同様に、常に一箇の原理に基いて存在するものである。新社會は、ここに於て、その基礎原理となるべき一の新權利を必要とした。かゝる場合、これ迄たゞ義務のみを有して居つたと確信してゐる國民の唇頭に上るものは常に第一に權利であ

り、この権利こそ當時の國民にとつて最も必要な誓であつた。そして、「革命が獲得することを提議された未來に關しての簡潔な梗概」を必要とし、「又その梗概が國民的宣誓の眞意を帯ぶべきであつたため、従つて、それが、「人心を把握する男性的形式で表現された大思想でなくてはならぬ」ために、全世界が等しく仰ぎ見る丈の高さに旗を掲げるために、當時の民主的精神を鼓舞するに力あつた合衆國の獨立宣言に依つて暗示され、似せられたのも當然であつた。そして、革命が勝ち得たこの人権は理性の表現、人間道徳の保證、共通の標準として舊き史家の一切の讚辭の的となつたのである。(註一)

我々は、そこに規定された人権が、凡ての人に與へらるべき漠然たる全體的人権であることを發見する。それは、自然法的平等觀を根據として、凡ての市民の政治的平等のための結論を引き來つたのであるから、事實に於ては、ブルジョア的自由及平等を宣言したのである。従つて、それを文字上より解釋するならば反財產的、社會主義的結論を生むべきであるに拘らず、私有財産のより大なる擴張と安定を承認するものであつた。故にラズキーは云ふ「人権の宣言は中産階級の自由なる國家を熟考したものである。あらゆるものは出生の貴族政治の代りに富の貴族政治を以つてする傾があると云ふルースタローの言葉には誇張があつたとしても、無産階級はこの行はれた變化によつて事實利を得なかつた」と。(註二)

我々は二つの主張をこの宣言の中に認めることが出来る。

- 一は、法律の前に萬人の平等なる事、又自由を束縛されざる事を確認した。
- 二は、財産權の確認である。

この二つの認定は何を意味したか。そこには、近世資本主義立法の底を流れて、その原動力となつてゐる「自由」、

「平等」、「所有權の不可侵」のみが認められてゐるのであらうか。

それは疑もなく、ブルジョア階級の凱歌であつたけれども、そこには尙、社會主義の色彩を見せてはゐないであらうか。

註一 Michlet's French Revolution, by C. Coombs, p. 207; Kropotkin, The Great French Revolution, vol. I, p. 141.

註二 Taski, The Socialist Tradition in the French Revolution, pp. 12-13.

二

「人権の宣言」は法律の前に萬人の平等なることを確認した。然らば、革命は萬人の法的平等を實際に認めただであらうか。財産權の承認がこれを妨げる事はなかつたであらうか。

オーラールは云ふ「革命のこの補足の原則であるフランス社會主義の原則は、一七八九年八月二十日に發布された人間及市民の權利の宣言の第一條に於て、恐らく發見された。——「人間は生れながらに自由であり、且權利は平等である。社會的差別はたゞ共同の利益の上のみ基礎づけられるのである」と。(註一)

オーラールも一度はフランス社會主義の原則がここにあると云ふ。事實、又、かう考へる事が出来る。

この簡條を、そのみで、それを編纂した人々の意思、及それが作成された事情から離れて考察するならば、それが暗示する最も自然な且最も論理的な解釋の一つは、社會制度は自然的不平等に加ふるに、人工的不平等を以つてする事は宥さるべきでない」と云ふ事になるからである。憲法制定議會は立法權の組織に於て、かくの如き緒論にふさはしきものを採用したか。

然らず。かくの如き結論はあまりに純粹すぎるものと云はねばならぬ。デールの云ふ如く、「人権の宣言の第一條

は、抽象的権利、平等の意味に解すべきであつて、物質的財産の平等の意味にとるべきでなかつた。宣言の作成者はかかる結論を引出しはしなかつた。彼等の意思は選挙法に於て明白に示されたのである。一七八九年七月二十日及二十一日に、セイユースは、憲法委員会に於て、*Preliminaires de la constitution, reconnaissance et exposition raisonnée des droits de l'homme et du citoyen* と題する論稿を讀んだ。彼は、これに於て、

自然的市民的権利を受動的権利と呼び、彼が能動的権利と呼んだ政治的権利と區別した。曰く「すべて一國の住民は受動的市民權利を享有すべきである。萬人は彼の個人、財産、自由等の保護に權利を有してゐる。然し、萬人が公權力の構成に於て能動的な役割を執る權利を持たない。萬人は能動的市民ではない。婦人、少くとも、現狀に於ては、子供、外國人、公共の施設の支持に何等貢獻しない人々は、公共の事物に能動的に参加すべきでない。萬人は社會の利益を享受し得る。然し、公共の施設に貢獻する人々のみが社會の大企業の眞の株主として存する。彼等のみが、眞の能動的市民、團體の眞の一員である」と。

セイユースは、能動的、受動的の言葉を宣言し、全ブルジョア組織を發生せしめる公式を提唱した最初の一人であつた。「第三階級とは何ぞや」の筆者にとつては、適當した提唱と云はねばならぬ。然らば、これらの眞の株主とは何人を意味するのであるか。彼等はこの資格を有する具體的の標準を何處に求めたか。革命はこれを納税資格に於て求めたのである。換言すれば、この經濟的特權によつてその政治的特權を基礎づけたのである。

即ち、議會は法律を制定する事を許されてゐない非選挙公民、(*citoyen passif*)と、立法者を選ぶ事を許されてゐる選挙公民(*citoyen actif*)の二階級をつくり、所有しない者、或は一定の水準以下を所有するにすぎないものをす

べて法律の制定外に置いた。

選挙公民は三種に分れた。

第一は、三十五才に達し、一年間一定の場所に住居し、僕婢でない者であり、三日間の労働賃銀を納税するものが第一級會の選挙權をもつ。

第二に、選挙會に選ばれるためには、少くとも、仕事のその地方の價で十日間の労働賃銀を納税しなければならぬ。

ジャン・ド・マルスの事件以來憲法は更に修正されて、第一級會については變更はなかつたが、第二級會の選挙人を選ぶには四十日間の労働賃銀に相當する税額を納める事に變更された。このため、憲法制定議會は愈々民主主義から遠ざかつて行くのであつた。

第三は、かくして國民議會に選挙せられるためには「銀マイル」約五十リヴルに等しい額の直接税を納め、土地所有權を持たねばならぬ。

この「銀マイル」の制限によつて、カールイルの表現を採れば、たとへ國民は、一年三百六十五日の中、如何に大鎚を振つて鍛冶をし、又如何に斧を振つて森林を伐採して活動の限りを盡しても活動市民とはなり得ぬのである。

其上、注意すべき事は、選挙人會の特權が擴張されて、地方議員、判事及他の役員の選挙は選挙人會が行ふところになつた事である。

この結果、受動的市民として第一回の選挙人會から排除された人々は、一切の政治的能力を奪はれたのであるが尙悪い事には、選挙人會の恒久的集會から禁止されて居つたのである。一度選挙が終了すれば再び會合する事が出

來なかつた。換言すれば、一度知事が任命されたならば、彼等は嚴重に支配されねばならないのであつた。「選舉せよ、そして汝の舌を抑へよ」。これが所謂法律的平等の實際的效果であつた。(註三)

以上の選舉制度は「二十萬人の選舉人を作つたルイ・フィリップの制限選舉の偏狹な制度と同様に、普通選舉から遠いものである。憲法制定議會の法律によつて立法議會の選舉を行ふ時、四、二九八、三六〇人の市民が第一級會に参加する権利を持つであらう。これは二十五才以上の市民の半數を少し超過する數である」。(註四)

然らば何故にかゝる制限が選舉權に對して行はれたのであるか。
人々はこれを淨化のためと云つてゐるが、恐らく、それは困窮が無知の先入主となつたか、或は左様な者は容易に他人に隷屬するか買収されるかと信ぜられたためであらうか、或は又、一國の政治を財産を持たぬものに解放する事が危険であると思つたためであらうか。例へば、その委員長であつたムニエの如きは、すべての市民を區別なく選舉人及被選舉人の數に入れる事は、國家の運命を無經驗な人の手に委任する危険を犯すに等しい。それは國家を忽にし、滅亡に導くであらうと云つてゐる。又次の如きバルナーブの演説は一層明白にこの點を述べてゐる。曰く、自由の三手段、選舉人會が國民及國民を構成する選舉人に與へやうと考へる三保證、——知識、國事に對する興味、財産の獨立——は市民の下層階級の中に見出されない。「何故ならば、彼等は財産が全く無いので即時に且絶えず彼等の必要の爲に働く事を餘儀なくされて、選擇をするに必要な知識を得る事も出来ないし、現在の社會組織の維持に對して充分な興味も有たない。彼等は常に困窮に迫られ、且毎日一刻の仕事の缺乏に依り貧困のどん底に陥つてゐるので、それ丈で、富の籠絡に對して選舉を掌握するに餘りに容易な手段を提供するであらう。ここに於てこそ、中産階級の中に選舉人を求めねばならぬ」と。(註五)

その理由の如何を問はず、この制限自體が所有權に對する最大の尊敬と考慮の現れであつたことは以上の何れの論議に於ても隠すべくもない。

尤も、銀マールの納税が被選舉權の資格として課せられた時、異論と反對は屢々公言された。然し、その何れもが自作農及今日我々が知識階級と稱するものための反對であつたらしい。

ルースタローが「パリーの革命」で、殊に、カミイユ、デムランが「フランス及ブラズンの革命」紙上で猛烈に反對して、遂に——ジャン・ジョレスの評する如き少し輕佻な文學的強烈さを持つ口調で——若しこの會議の散會に際し、被選舉權を有たぬ一千萬人のフランス人、又は彼等がパリに派遣した代表者及サン・タントアヌ郊外の人々が、ルノー・ド・サント、モリーイ、マルーエ及其派を襲ふて「諸君は我々を社會から排除した。諸君が會場に於て最も勢力があつたからである。我々も諸君を生者の中から除去しやう。何故ならば、我々は市區に於ては最強者であるからだ。諸君は我々を公民として殺した。我々は諸君を生理的に殺さう」と云つた場合があつたら——公平は地に墜ち、少數が多數を壓迫する場合、余は地上に最早唯一の掟を認めるのである。即ち、同態復讐の掟である」と書いた場合ですら、ジャン・ジョレスは、この言が、尙有産階級の利益の範圍に閉籠められて居つたと斷じてゐる。(註六)

なんとすれば、選舉權を既に有たぬのであるから、無産者が選舉され得ない事は制限の高低に拘らないからである。若し、これに反し彼等が選舉に加つて居つたならば、彼等は銀マールの納税をする代表者によつてすら、自己の思想を表示し、且利益を保護する手段を見出したであらう。ラッサールの云ふ如く、此税額は當時、其程度から云つて、猶ほ餘り高くない所に定められてゐたかもしれない。然し、此種の問題で肝要な事は、決して程度でなく

て原則である。換言すると、この銀マールの制限の問題は、無産階級の問題でなくして被選挙資格が革命有産階級の一部に制限された事、財産のない藝術家、著作家等の知識階級を苦しめた事を意味するのであつた。従つてこれに關する一切の憤慨は時期遅れであると同時に、依然として、有産階級の關心事であつたのである。正當なる燃焼は、無数の無産者が選挙権を拒絶された時に起るべきであつた。

次に、この制限選挙制は、舊制度の下に於て複選挙の下に行はれたものと比較して如何であつたか。

この比較に於ても、後者の方が殆んど普通選挙に近かつた。すべての選挙區に於て召集された第一回の選挙會は、その地方の殆んどすべての市民について組織されたものであつた。この第一回の選挙會は各區に於て選挙人會を構成する選挙人を選んだ。そして、その選挙人が國民議會に於ける代議士を選出した。選挙後に於ても、選挙人會は彼等の代議士からの書状を受取り、彼等の票決を監督するために其會合を繼續することが出来た。

かくの如くであるから舊制度と比較しても尙劣るこの不均衡さを訂正するために、又「人権の宣言」と實際に一致せしめるためには、何等かの力の奮起が必要であつた。それは何かと云ふに、無産階級からの強力な要求であつた。この強力な要求が起つた時と此問題が眞に課題として國民の前に提出された時であり、且その間の諒辯的決定が必然に崩壊する時でもあつた。

それは何時であつたか。一七九二年八月十日王のテンプル塔幽閉によつて、王位が事實上廢止された時、眞實にこの問題が解決された。受動市民と能動市民——其實、これは、體裁のいい、貧乏人と富裕者との差別的呼稱にすぎぬもの——の間の一切の差別は廢止された。萬人は二十一才に達せば、選挙人となり、二十五才に達せば被選挙人となる民主的普通選挙が樹立された。

然し、これは一時的であつた事に注意しなければならぬ。納税選挙の原則は短期間である一七九三年のフランス共和國を除けば、終始フランス革命から生れた一切の憲法の指導原理となつて居つた。

我々は、「人権の宣言」によつて確認された自由及平等が如何に「所有権の不可侵」によつて局限された誇張された價值を持つにすぎないかと云ふ他のもう一つの法律的表现を見ることが出来る。それは労働者の團結及同盟罷業の禁止法である。

即ち、一七九一年六月十四日の法律は「同一の職業、技術又は手工業を營む市民達が同盟して、その産業又は労働にたづさはることを拒絶するのは違憲であつて、自由及人権宣言に對する加害と見做され」、この法律に違反するすべての労働者は五百リールの罰金並に一ケ年間公民権を剝奪せられるものと定めた。

革命はその形式の如何を問はず所有権の不可侵性に對する一切の敵對行爲を人権の宣言に對する重大な叛逆と認めざるを得なかつたのである。

思ふに人権の宣言によつて純眞なる心に要求され作成された法律上の輝かしい平等も自由も、その實質的内容をなす經濟的平等を併存せしめなかつたがために、何等の實際的效果を持ち得なかつたのである。

然らば革命はこの經濟的平等に對して如何なる努力を拂つたか。

ブルジョアジーの經濟的特權に對して何等か強力な輿論を構成しなかつたのであるか。次に述べる教會財産の收用と賣却とは人種の宣言が如何にブルジョア精神に基くものであるかを説明し且これらの解答を與へてゐる。

註一 Anlard, *Etudes et leçons sur la Révolution Française*, Tome IV, pp. 23-24.

註二 山内、伊藤兩氏譯、ガール、テール、社會問題二十五講、二一九頁。

註三 Kropotkin, op. cit, p. 165.

註四 J. Jaures, Histoire socialiste de la Révolution Française. Tome II. p. 8.

註五 Ibid. pp. 406-407

註六 Ibid. p. 22

三

人権の宣言は財産に對しては、神聖にして犯す事の出来ぬ特質を附與する事に留意した。何人も法律によつて定められた公共の必要によつて明らかに收用されない限りは其財産を奪はれる事はない。然も、其場合には相當の賠償を受取ると云ふ條件の下に於て行はれるべき事が附加された。

爾來、革命は表面如何に狂激に見へやうとも、その進行が一切の所有權に對する組織的攻撃の一連鎖の如く見へやうとも、決してこの軌道から著しく、否殆んど離脱はしなかつた。

フランス革命が財産に對して如何なる所置を行つたかと云ふ問題に對して、Fagnat は「革命は appropriationiste であつた。若し他の所では使用を躊躇するが敢えてこの言葉をこゝで使用する事が許されるならば」と述べてゐる。(註七)

appropriation とは、彼の説明によれば、先づ財産を……して、次いで之を利用する者の所有に移す事である。それは、所有者であるが、悪用してゐるか、或は利用してゐないと判斷される者から富の資源を……、これを最善の方法で使用するに違ひないと推定される人々に與へることである。一言にして云へば國家のためにする……である。公正なる見解からすればこれは咎むべき事である。典型を示すと云ふ見地から云へば頗る危険である。ケーデタ

でないとも云へない。然し、それが一つの社會的必要であると云ふ事は全く眞理である。決して財産權そのものに對する攻撃ではない。尤も、それは甚だ危険な社會的必要の充足方法であつて、ともすれば財産權に對する攻撃と謬られがちなものであるが。

フランス革命はかかる危険な方法によつて、教會財産を沒收し、逃亡貴族の財産を沒收したのである。

然らば、如何なる社會的必要があつて、又如何なる理論的根據を見出して、この財産の移動行爲を行つたか。この實行に當つて、財産權自體に對する動搖は如何にして防がれたか。一言にして云へば、それは如何にブルジョア的であつたか。

今これを教會財産の收用について考察して見やう。

教會の財産は、既に十七世紀の政治的論說に於て屢々、他のすべての財産よりも確實性の少ないものと認められ、立法家は王朝のために財産所有權の請戻を公言して居つたのである。例へば、ビュッシーの如きは、教會の財産は國民に屬するものであることを既に言明して居つた。

一七八九年十月十日に、革命議會は、——タレーランによつて代辯された——教會の財産が他の財産と同様の性質を持たぬ事、教會が土地及家屋を或る職責、特に慈善及救濟を行ふためにのみ引受けた事、従つて國民自身が其職責を果す時には、國民は其責任を擔當して其財源を收用する權利を有するものであると斷言した。この立論をなすに當つて議會は、所有權の尊重の意義を表示するため、即ち、收用と云ふ言葉を用ひた事がいたく土地所有者の敬虔な魂を驚畏せしめたので、これを避けるために、教會の財産は國民の隨意にされるべきであると云ひ、又、それは、貧民救濟及教育の國家委託のための教會財産の還俗であると言つた。細心の注意を言葉の使用に拂つて居つた。

然し、それらの言辭は單なる假定であつて、實際は國家の負債の支拂保證のため、國家破産の回避が主要な目的であつた。財政破産を望まないのは、有産者階級であつた事に注意しなければならぬ。しかも當時に於ては、國家の破産を回避するために二つの道しか考へられていなかった。

革命政治家ネッカーは二つの手段即ち、收入に恐るべき税を課すること、或はケース、デスコント銀行と交渉することの中、後者に據らうとした。然し、準備金なしの紙幣發行は、遂には其無價値を招來する所以である。これに充つべき準備金を持たねばならぬ。この資源と目されたものが教會財産であつた。これによつて、保證された國家紙幣の創設と云ふ方策が採用された。

このために論理は見事に轉回した。最初にあまり表面の理由——貧民救助の國營化——に走つて本題から離れ過ぎたのを感じたクレーランは論理をそこへ戻さねばならなかつた。そこで曰く、一體にこの財産の眞の所有權は何人に屬すか。答は曖昧であり得ない。國民に屬すのである。寄進者の精神はこの財産を貧民に充てるにあつた。然るに、特別の貧民に與へられたのではなく、凡ての貧民に永久に充てられたものは、すべての貧民の救助の眞の手段を講じうる唯一の者である國民に與へられ得ないと云ふ理由は存しない。

かゝる理由で國有財産は收用された。

註、一七八九年六月二十七日に會合した少數の僧侶は、國家の防禦と繁榮のために必要な税の支拂に供するための宗門外財産とされた教會財産は、國債が認められ而して、正當に確認せられたる時には、國債の支拂用として擔保及抵當に等しく供せらるべし」と宣言してゐる。これは既に教會財産の國有への一歩を僧侶自ら示唆したものと云はれてゐる。

此結果、不動産であり、且宗教的財産である教會財産が動産的財産を保證するに役立ち、「教會の收入の徴收に

於ける第一の受取人に代る者は、國債所有者、金融業者、法律家の群であつた。ジャン・シヨレスはこの間の消息を明瞭に觀破した。曰く「それは誠に近代社會の利益のために中世紀の收用であつた」と。註二

惟ふに、クレーランの提唱した國民全體の聖職化或は僧侶化なるものは、表面甚だ思切つたものであるが、實際の論據は、唯一でしかも決定的なものであつて、それは教會の財産は文明の新形式に對して危険なく維持され難いと云ふにあつた。それであるのに此理由を其のまま發表することを避けたのは、それが多數の人の信仰を亂す恐れがある以上に、一切所有權に一時的であると云ふ懸念を人々に刻み込む憂があつたからである。ブルジョア階級の革命の本質に反することは、些かなりとも彼等の執らざるところであつた。

然し、當時に於ては、この憂慮は實際に存してゐなかつた。と云ふのは、教會財産と同様に有産階級の財産が脅威されるには、國民が架空的な收用權の意識を持つ丈では充分でない。「十八世紀の終りに、有産民主主義の新制度が、宗教的封建的制度に代る準備を整えてゐた様に、資本主義制度に代るべく、労働者民主主義の新制度が準備を整えてゐなくてはならない」。この時代に於ては、教會財産の徴收を有産者財産に對する脅威の陰影として投げるには、有産者の太陽は地平線上に餘りにも高く上つて居り、この脅威の陰影は餘りにも短かつたのである。註三

最後にこの收用が無條件でなかつたことに一應注意すべきである。人権の宣言によつて定められた如く、それは公共の必要によつて收用されたのであるから、賠償の意味に於て僧侶には給料が附與された。これは所有權の非理なる侵害でない理由には役立つであらう。

かく俸給が僧侶に與へられた事について、ファゲエは次の如くこの收用に就いて興味ある敘述をしてゐる。即ち、
「所有者を年金受領者とする事と、俸給者にする事との間には大きな相違がある。ここに百萬フランを有つ人があ

ると假定する。そして、國家はその四分の三を彼から求めるとすると、この場合、七十五萬フランを取つて残りの四分の一である二十五萬フランを残すのに三つの方法がある。第一は七十五萬を取つて、残りを其のままにしておくことである。第二は、百萬フランをとつて、一萬二千五百フランの年金を保證することである。第三は、百萬フランを取り前同様の額を年俸として與へることである。第一の場合に於ては彼は尙所有者である。第二の場合は年金受領者である。第三の場合は給料生活者となる。第一の場合には、金を所有してゐるが故に自己の欲する如く、それを使用する事が出来る。第二の場合には國家の經濟状態に依存しなければならぬから前者より一層不安定となる。第三の場合に於ては、最もみじめな状態におかれた時であつて、全く政府の出來心に支配される。今僧侶の場合を考へるに全くこの最悪の場合に屬するものであつて、賠償の有無に拘らず、殆んど單純な没收に過ぎなかつた。(註四)

以上の説明で教會財産の收用が決して社會主義的のものでない事は明かであるが、更にその賣却が何人を益したかと云ふ事を知れば一層明白になるであらう。三十億リーヴル以上の國有財産の巨大な賣却は如何にして行はれ、又これが社會の如何なる階級の利益となつたか。

我々は革命が多くの農民に土地を與へたと説明されてゐる。ジョンズは、これに對して、それは有産階級の宣傳であつて、主たる土地獲得者は、當然有産階級、特に都市有産階級であつたと云つてゐる。(註五)。その理由は簡明である。

直ちに請求し得る負債が一七九〇年八月には、國有財産の概算價格の半ば以上に達し、未だ不確定な國家の負債の總額が恐らく國有財産の總額を超過する筈であつたから、國有財産が國家の債權者に償還するに役立ち得る以上

の事を考へるのは空想であつた。従つて、外面は博愛的であるが内面は頗る實際的な革命には土地の無償分配など思ひもよらぬ事と云はねばならなかつたのみならず、急に支拂ひ、直ちに處理出来る資産の所有者以外には賣却出來なかつた。國家はこの賣却によつて出来る迅速やかに現金を得て財政の悲觀状態を救ひたいと云ふ氣持を有して居つたがために、十二ヶ年賦で購買金を支拂ふ貧農よりは、直ちに現金を支拂ひうるものに特別の取扱を與へる様に傾いたのも當然の事であつた。

故に「教會財産の賣却は、實際、同時に、それが大膽な投機を許した金融業者、それが債權を確保させた國債の所有者、及、無数の賣買と莫大な仕事の利益を得た建築業者、それが一層廣く土地の買付を保證した貿易商、工業家、商店主、それが町又は小村の附近に於て渴望されてゐた僅かな畑を手に入れさせた法曹家、小商人、村の職人、上手な買物で資産の利廻の良い使途を見出す田舎の公證人及最後に修院又は僧院から切取つた分け前で、彼等の小さい土地を擴げる自作農の利益にならうとした」。(註六)

ジョンズは、これらの購買者の社會的部屬については、莫大な頁數によつて精密な調査を、我々に示してゐるが、そこに現れた結論としては、多數の貯蓄を有する二三の自作農を除いては、耕作者の購買は價格の低いものであり、小土地に限られて居つた。従つて其數は莫大なものがあつても、數百數千が僅かに一人の有産者の購買量に匹敵する丈であつた。然し、農民のこの土地獲得による満足は彼等をして深く革命に参加せしめたのであると評してゐる。(註七)

次にこれを經濟的見地から見た結果はどうであつたか。

それは農業上の生産に非常に激刺たる飛躍を與へ、田園に大なる發展を促した。既述した如く、教會所有の廣大

なる領地は富裕な有産者の手に移つたから、彼等はこれを分割所有して、自己の土地の改善に資本を投じ、實際に金銭と労働の大洪水でフランスの土地を賑はした。これと同時に、土地所有に對しては狂癡と迄に熱する農民は、如何に熱情的な精勵さを以つて彼等の所得した土地を耕作したことであらうか。

封建的束縛から脱した土地の上に躊躇を忘れ、懸念なく働く農民によつて、又そこに投ぜられた新興勢力たるブルジョア階級の經濟力とは、相俟つて、農業の進歩と土地財産の價值とを加速度的に増加せしめたのである。この事は、又重要な他の事實、即ち、既に産業界に於て優勢であつた有産階級が、地主としての一勢力となつた事、この商業的産業的勢力を補充するに農業的勢力を以つてし、決定的に地方を占有したことを意味した。

かくの如くであるから、革命が僧侶、貴族及組合等の特權階級團の財産を收用し且分配したと聞いた時に、それが革命の行爲であるが故に直ちに我々が想像し勝ちである様な財産の一切の破壊を考へてはならないのである。要之財産は革命的暴力行爲によらずして、しかも有償的、補償的に安全に有力な階級の手に移された丈である。その行爲の動機と理想に於ては、共產主義の或るものを暗示する要素が確かに存在して居つた様に見えるが、これが一度現實化するや否や、一切は飽く迄ブルジョア的であつた事があまりにも明白に我々の前に展開されたのである。

註一 Emile Faguet, *Problems Politiques* p. 149.

註二 Jean Jaurès, *op. cit.*, p. 74.

註三 *ibid.*, p. 88.

註四 Faguet, *op. cit.*, p. 154.

註五 Jaurès, *op. cit.*, p. 141.

註六 *ibid.*, p. 70.

註七 *ibid.*, pp. 126-131.

四

以上の如く、人権の宣言は全くブルジョア階級の意圖の表現であつたが、他面革命がこの宣言を具體的な純粹の意義に於て解釋し援用した事實が皆無ではないのである。

勿論この種の表現は、革命の初期に於てではなく、主として、九一年以後の革命の高漲期に於て見られる。

例へば、一七九二年に買占による砂糖の價格の騰貴が現出するや、コブレン區の市民代表はこの買占に對して烈しい抗議を提出して議會を責めてゐる。それには次の如く述べられてゐる。曰く、

「……これらの賤むべき買占人並にその悖德なる資本家が、國家の憲法が商業の自由を建設したと我々に異議を申立ててゐるのを聞いてゐる。人間の權利の第四條「自由は他を害せざる全ての事をなす能力に存する」、及第六條「法律は他人を害する行爲以外には禁すべき權利を有せず」と云ふ基本的法律を破壊する法律が存在し得るのであるか」。

「然し、……第一に必要な物資を買占める事は他人を害する事ではないか、……さうして、提議に於て誤り、しかも不正に適用された償却の災厄的使用に同意すると云ふ事は、社會にとつて犯罪的な有害事ではないであらうか」と。

この言葉は人権の宣言の保證した自由を、自由放任と不干渉とのブルジョアの意義に解してはゐない。經濟力の働きが、局限として、他人の利益を持つ事を明白に指摘したものである。ジョンソンはこれを、商業的及資本主義的

手段と戦ふ爲の人權の宣言の正確なる援用であると評してゐるが、正しく彼の云ふが如く、そこには舊制度に對する抗議ではなく、新階級の經濟的活動の濫用、換言すれば、人權の宣言のブルジョア的解釋への抗議が明示されてゐる。そして又、これを「革命の内部に於て消費者と商人との間に、一方には無産者或は職人と、他方には富める有産階級との間に形成された階級闘争」と見ることが出来る。(註一)

次に又、我々は、人權の宣言と憲法制定議會の資格選舉制度との間の矛盾を烈しく指摘した人を見る。ランデューの如きはそれである。

彼は云ふ、「我々は人間の存在が市民權に對する唯一の資格であることを明確に見てゐる。税金は(選舉權及被選舉權の條件として)絶對に虚偽の資格である」。

「しかも、税金は一般の産業以外に基礎を持つてゐない。且つ何人も我々技術者、職人、勞働者から搾取せずこれを支拂つてゐない」。

従つて「徴稅官は暴力によつて勞働から搾取した略奪物の分配に單に參與してゐるにすぎない」。

故に「若し税金を支拂ふ者のみが選舉權を有すべきであるとしたならば、勞働者のみが選舉公民である」。

彼は、かく明白に公民權の所屬を觀破した上、併せて所有權に對する勞働者の主權的權利をも斷定してゐる。(註二) 又、ガブリエ・デビル(Gabriel Deville)は、「所有に就いて、或は理性、公正、眞理の裁きに置かれた貧困の原因に就いて」と云ふ著述に於て、人權の宣言に有産階級を不安ならしめる解釋を與へてゐる。この書は一七八九年の終りに書かれ、九一年に至つて初めて公刊された。彼はそこに於て人權の宣言の眞の解釋を求めて次の如く述べてゐる。

人權の宣言の第十一條はかく云ふ、「全て政治的結合の目的は、人間の自然的及絶對的權利の保存にある。これらの權利は、自由、所有、安全及抑壓に對する抵抗である」と。

若し國民議會がこの條項の意味をあらゆる政治團體に於て、各個人は法律によつて保證された所有を持つべきであるとなし、又「彼等が住み、彼等を養ふ共通の土地に對して同一の權利を持つ者の各々に對して、此の所有が同一であるべきだとするならば、議會は立法者が考へた唯一の目的、即ち全ての人間を幸福ならしめやうとする目的を達したのである。議會は政治の大業を完成した。世界に於ける最も完全な政府を建てたのである」。

然し、之に反して、「法律が現在の所有者を保護し、その有する財産の受用を保證する事、即ち二十家の生活資料に充分である丈のものを自分の贅澤と快樂のために所有し続ける事及少數の人間が無駄に吐き出してゐるに拘らず、多數のものが人間の權利を表明する代りにその必需品に事缺くやうな事を宣言してゐるのだと主張するならば、議會は到所で人類を蹂躪してゐる無數の……に更に一つの新しい……を加へた事になるであらう。富者の……と專制を神聖にする事であり、力を權利として不正の最も古い、最も野蠻なものを法律の中に加へた事になるであらう」と。(註三)

然し以上のべたこの種の抗議と解釋は、等しく、全體的のものでなかつた事を我々は知ることが出来る。急いで結論に移る事にしやう。

註一 Jean, Jaures, op. cit., Tom III, p. 286.

註二 Jean, Jaures, op. cit., Tom VI, socialisme de l'Ange.

註三 Jean, Jaures, op. cit., Tom VIII, p. 83.

革命は、人権の宣言によつて、平等を一の原則として宣言した。平等と云ふ語によつて、革命家は自然が與へた特権以外の特権は決して存しない事、自然的不平等以外の不平等は決して存在し得ない事を斷定した。

彼等の中の或者は進んで自然的不平等すら存しない事、一切の不平等は人間の仕業であり、社會の誤つた状態の結果である事、従つて、若し、人間によつて發明された不平等が破壊されたならば、世の中には平等のみが存するであらうといふ事を證明しやうとさへした。

然し、一般に多くの人々に於ては、平等を以つて自然的不平等でない一切の不平等の破壊と解し、一般的組織的にそれらの不平等を均一化するが、自然が自ら作つた不平等の前に於ては其歩みを停止し、且それを尊敬する考を有して居つた。

ここに於て、人権の宣言は、國民は徳と才能以外に優越の動機を知らぬ事を主張したのである。徳と才能、ここに事物の勢による、そして社會的發明でない不平等、自然的優秀さがある。革命の精神はこの種の不平等に對しては尊敬を拂つたのである。

従つて、この種の不平等が到る處で支配權を有してゐる事、これは容易に破壊し得ぬ事、又それは社會組織の好もしからぬ結果である事等には、革命は全く無感覺であつた。

然し、自然的不平等以外の不平等、即ち社會的不平等を否認する事に於て、それを論理的にのみ考へるならば、革命は個人的財産の廢止として定義される社會主義を包含してゐると解されるのである。何んとなれば、財産は一の社會的不平等であつて、自然的不平等でないからである。

蓋し、富裕に生れることは、尊貴に生れる事と同様に平等の事實ではない。それはともに出生の特権である。しかも、文明の進歩が金融的優越をして貴族的優位よりも遙かに優位を占めしむるに従つて、貴族と隸民との不平等を破壊する以上に、金融的不平等を破壊する必要が増々増加してくる。

然らば、生れながらにして富むことは平等に反するとしても、富裕になる事は如何と云ふに、革命は富裕になる事は、自然的不平等であると解したのである。革命の眼にそれは決して社會的不平等とは映らなかつた。人が富裕になるのは、彼がより以上に賢明であり、強健であり、明智を有し、勤勉節約を旨としたからであると考えられた。富裕になる事を自然的不平等と解する態度に於て革命の面目があつた。ここに、革命が自由なる觀念の奔放なる活動に置いた嚴然たる限界が存したのである。

富裕に生れることは禁ぜられても富裕になる事は許される。かく論ずるとそれは一見甚だ論理的で世人は直ちにこれを承認しやうとするであらう。然し、富裕になる事を許容するのは畢竟するに、生れながらにして富む事を許容するものである。富裕な親は、財産が特に不動産化してゐる時、彼が合理的に承認したものであるならば、彼の息子をも亦富裕ならしめやうとするものである。ここに一子があるとする。彼はかくの如き父を持ち、他の人々より以上に出生の特権を有してゐるとする。富父は貧父の與へ得ぬ教育を彼に與へるであらう。即ち、そこには忽ち人爲的不平等が再建せられる。そして、個人的徳能は何等の價值をもたぬものと化して了ふのである。尤も革命は末期に於ては、財産の相續に關して、これを制限する方法を講じたから全然これに無關心であつたのではなかつた。然るに、近世社會主義は、かゝる不平等をこそ、即ち富の出生權を全然否定するものである。

思ふに、我々は人権の宣言を二つの見地から考へるのである。即ち過去を破壊したものとする消極的見地と、

將來を建設するものとする積極的見地との一つからである。(註一)

今日我々が回顧的にこれを見る時、特に、これを積極的見地から一七八九年以來のフランスの政治的社會的プログラムを宣明したものと考へる。然し、革命當時の人々はそれを、第一の見地から消極的に見て、古代制度死亡の通告にすぎぬものと考へて居つた様である。何んとなれば、これを將來の社會組織の目次として考へる場合には、それは彼等が將さに樹立せんとするブルジョア制度に對して大きな矛盾を暴露するからである。

權利の平等の原則を宣言するとする。然らばその原則の政治的結果のみを云ふならば、それは民主主義であり、普通選舉である。しかも、彼等は資格選舉を樹立しやうとして居つた。

又國民主權の原則を宣布するとする。それは共和政を意味する。しかも、彼等は最初にあつては、王政を維持しやうとさへする充分の意圖を有して居つた。

最後に平等の原則を財産に迄適用するとする事は、最も彼等の嫌忌するところではなければならなかつた。

結局、我々は人権の宣言をもつて全然否定的消極的のものとして解すべきであつて、それは、古代封建的權利の完全にして、組織的な否定以外に何等特別の意味を有たぬものと見るべきである。従つて、これらの結果を既に當時看破して居つた、大衆でない極く少數の有識者、議員等は、革命的感激に酔ふことなく、深長なるその憂慮から、人権の宣言の作成に對してすら躊躇して居つたのである。そして、一度これが制定されても、人々は出來得る限り、これにべールを被せた。オーラールは革命の政治を評してべール政治と云つてゐる。

革命の眞意はかくの如くであつたから、我々は宣言を理解するに際してその二つの特質である「自由・平等」の觀念と「財産の不可侵」の表示とを不可離不可分の關係に於て考へねばならぬ。

蓋し、近世資本主義立法の底を流れ、且その原動力をなしてゐる原理は、自由、平等、所有權の不可侵であるとすれば、人権の宣言とは、かくの如き近世資本主義を社會組織の根本原理として組織宣言したものである。

即ち、所有權の不可侵と神聖性とは人権の宣言の冒頭第一條に宣言せられた「自由、平等の原理に包攝せられてのみ眞の意義が存するし、その冒頭の宣言はこの末尾の規定に支點をもつてのみ初めて其眞實な根基が据えられるのである」。(註二)

要之、革命は社會的不平等の形式を變更したにすぎなかつた。一の不平等を終結せしめて、一つの不平等に道を開いたのである。

オーラールは云ふ、社會主義は一七八九年に宣言され樹立された社會組織と烈しい對立に立つ。然し、人が望むならば、一七八九年の原則の極端な危険な論理的結論こそ社會主義であると(註三)あまりにブルジョア的な人権の宣言もかく觀すれば、社會主義にとつて無縁の塚ではないのである。

註一 AuIard, Histoire politique de la Révolution Française p. 45.

註二 平野義太郎著、法律に於ける階級闘争、一〇三—一〇四頁。

註三 AuIard, op. cit., p. 48.